

○財務省告示第八十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年二月二十六日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年三月九日
財務大臣 菅 直人

- 一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第一百
五回）
- 二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条
第一項及び第四十七条
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）
- 三 振替法の適
用等
- 四 発行方法
各申込みのうち応募価格の高い
- 五 募入決定の
方法
価格競争

七							六																			
口	イ	イ	行	争	非	者	特	国	口	イ	行	争	非	者	特	国	口									
国債市場	入札発行	価格競争	払込金額	入札発行	入札発行	・第I	別参加	債市場	国債市場	入札発行	価格競争	入札発行	入札発行	・第I	別参加	債市場	入札発行									
九百四十九億四千六百万円	一兆百三十九億八千七百五万円				四十億円	国債に ついて 、額 面金額 で九 百	特別 会計に 関する 法律第 四十七 条の規 定に基 づく 発行し た利付	特別 参加 市場	百七十 万 円	面金額 で九 百二 十億 四千 五	行した 利付 に ついて は、 額	法第四 十七 条の 規定 に基 づく 発行	で四千 七百 五十 万 円、 同	利付 債に ついて は、 額	第一 項の 規定 に基 づく 発行 した	別計に 関する 法律第 四十六 条	六十九 億五 千四 百二 十 万 円、 特	ついで は、 額	定に基 づく 発行 した 利付 債に	うち財 政法 第四 条第 一項 の規	額面金 額で一 兆四 十九 億 円	各 国債 市場 特別 参加 者ご との 応	募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申	込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	当 て る 。	も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り

八 九
最 振
額 替
低 単
額 位
面 金

十 十
一 一
発 行
行 行
格 格
競 競
争 争
日 日

十 十
三 二
の 経
払 過
込 利
み 子
率

五
万
円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
額の整数倍の金額によるものと
する。
平成二十二年二月二十六日

額 銭 額
面 以 面
金 上 金
額 の 額
百 所 百
円 ぞ 円
に れの につ
つ き 必 ぎ
き 募 百 百
円 価 円 八
九 格 十 十
十 銭 五

(一) 年二・二パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出した金額を第二
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2 \times 68}{100 \times 365}$$

(二) 発行時にあって、その利子
に係る所得税が源泉徴収され

十 八	十 七	十 六	十 五
払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 金 限
	後 の 利 子	第 二 期 以	

十
四

初
期
利
子

日本銀行
額
百
円
に
つ
き
百
円

平
成
十
一
年
十
二
月
十
日

る
利
子
を
支
払
う
。

い
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す

日
を
支
払
う
日
及
び
各
支
払
期
に
お

毎
年
六
月
十
日
及
び
十
二
月
十

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2 \times 1}{100 \times 2}$$

規
定
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。

下
、
次
号
及
び
第
十
六
号
に
お
い
て

は
、
そ
の
翌
日
に
支
払
う
。

期
が
銀
行
休
業
日
に
当
た
る
と
き

た
金
額
を
支
払
う
。

期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し

平
成
十
二
年
六
月
十
日
を
支
払

控
除
す
る
こ
と
が
で
き
る
。

得
税
の
税
率
を
乗
じ
た
金
額
を

は
外
国
法
人
が
適
用
を
受
け
る
所

出
し
た
金
額
に
該
非
居
住
者
又

に
は
、
前
記
の
算
式
に
よ
り
算

住
者
又
は
外
国
法
人
に
あ
る
場
合

時
に
お
い
て
取
得
す
る
者
が
非
居

額
に
お
い
た
分
の
二
十
を
乗
じ
た
金

金
額
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
か
ら
該

に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
乗
じ
た
金

の
に
つ
い
て
は
、
前
記
の
算
式

口
座
に
記
載
し
、
前
記
の
算
式

る
も
の
と
し
て
振
替
口
座
簿
中
の

二十 十九

払 者 入
込 者 札
期 者 参
日 加

平成 財務
二十 大臣
二年 から
二月 通知
二十六 を
日 受けた
者